

山梨県公報

第十二百三十三号

平成十三年

六月二十一日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の解除……………	三五二
保安林の指定の予定(二件)……………	三五二
平成十三年度地籍調査事業計画の決定……………	三五二
県営土地改良事業計画の変更……………	三五二
土地収用事業の認定……………	三五二
道路の区域変更(四件)……………	三五三
道路の供用開始(二件)……………	三五四
建築基準法に基づく道路位置指定……………	三五四
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	三五四
国土調査の成果の認証……………	三五五
開発行為に関する工事の完了について……………	三五五
土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………	三五五
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………	三五六
遊技機の型式の検定……………	三五九

告示

山梨県告示第三百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十三年六月二十一日

山梨県知事 天野 建

一 解除に係る保安林の所在場所

甲府市猪狩町字乳懐一三三八の二一

- 二 保安林として指定された目的
風致の保存
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山梨県告示第三百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年六月二十一日

山梨県知事 天野 建

一 保安林の所在場所

西八代郡市川大門町大字山家字日影側七六七三の一、七六七六の一、七六七七、七六九五から七六九七まで、字入道七六九八、七六九九、七七〇八、七七一〇、下部町杉山字管久保四八六から四八九まで、字船久保五六二から五六五まで、五六七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日影側七六七三の一、七六七六の一、七六七七、七六九七・字入道七六九八・七六九九・七七〇八・字管久保四八六から四八九まで・字船久保五六二から五六四まで・五六七(以上一五筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年六月二十一日

一 保安林の所在場所
山梨県知事 天 野 建

南巨摩郡中富町大字古長谷字家ノ前一三〇三、一三〇四、一三三三、一三三四、一三三五、一三六六、一四三九、一四四一、一四四三、一四四六、一四四七、富沢町大字福土字南又一九〇〇五、一九〇二、大字萬沢字楠ヶ沢二二四六の一、二二四七の一、増穂町小室大藪四二四二、四二四四の一、四二四六の一、四二四九、四二五六の一、四二五六の二、四二五七から四二五九まで、四二六一、四二六七、四二七〇、四二七二

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字家ノ前一三六五・一三六六・一四三九・一四四一・一四四三・字南又一九〇〇五・一九〇二・字楠ヶ沢二二四六の一・二二四七の一・大藪四二四四の一・四二六一・四二七〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。()

山梨県告示第三百九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により平成十三年年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。
平成十三年六月二十一日

山梨県知事 天 野 建

一 調査を行う者の名称

甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、牧丘町、三富村、石和町、八代町、上九一色村、市川大門町、下部町、増穂町、歙沢町、中富町、身延町、富沢町、敷島町、高根町、秋山村、忍野村、山中湖村、河口湖町及び鳴沢村

二 調査地域

甲府市下飯田一丁目、下飯田二丁目、下飯田三丁目、下飯田四丁目、池田一丁目、池田二丁目及び池田三丁目、富士吉田市下吉田及び新倉、都留市下谷、大幡、朝日曾、朝日馬場及び小形山、大月市富浜町鳥沢、東山梨郡牧丘町倉科及び西保中、東山梨郡三富村川浦、東八代郡石和町市部、東八代郡八代町岡及び永井、西八代郡上九一色村富士ヶ嶺、西八代郡市川大門町山家、西八代郡下部町三沢、南巨摩郡増穂町最勝寺、南巨摩郡歙沢町薄田及び北畑、南巨摩郡中富町西島、南巨摩郡身延町波木井、南巨摩郡富沢町福土、中巨摩郡敷島町打返、亀沢及び漆戸、北巨摩郡高根町全域、南都留郡秋山村寺下、南都留郡忍野村忍草、南都留郡山中湖村山中、南都留郡河口湖町河口並びに南都留郡鳴沢村全域

三 調査期間

平成十三年六月二十一日から平成十四年三月二十九日まで

山梨県告示第三百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(三珠地区県営畑地帯総合整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年六月二十一日

山梨県知事 天 野 建

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十三年六月二十二日から平成十三年七月十九日まで

三 縦覧場所

三珠町役場

四 異議申立期間

平成十三年七月二十日から平成十三年八月三日まで

山梨県告示第三百十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。
平成十三年六月二十一日

- 一 起業者の名称 山梨県知事 天 野 建
- 二 事業の種類 境川村
- 三 起業地 境川村児童館及び児童公園建設事業
- 四 取用の部分 東八代郡境川村大字小黒坂字相ノ田地内
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六條の二第二項の規定による図面の縦覧場所
境川村役場企画課

山梨県告示第三百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年七月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年六月二十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府櫛形線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
中巨摩郡白根町大字上今諏訪字堀上二二三一 六番の一地先から 中巨摩郡白根町大字上今諏訪字堀上二七七 九番の一地先まで	一三・六 五〇・〇	一六・五 五〇・〇	一六三・〇	一六三・〇

山梨県告示第三百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十三年七月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年六月二十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡南部町大字内船字島尻二一〇二五 番の一地先から 南巨摩郡南部町大字内船字内中田四六五五 番の四地先まで	六・四 一五・〇	八・八 三四・四	一三五〇・〇	一三五〇・〇

山梨県告示第三百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十三年七月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年六月二十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
中巨摩郡田富町大字大田和字下河原二一三〇 〇番地先から 中巨摩郡田富町大字大田和字下河原二一三三 七番の一地先まで	一一・八 二七・〇	一一・八 二七・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

山梨県告示第三百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十三年七月十二日まで一般の縦覧

に供する。

平成十三年六月二十一日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
大月市賑岡町大字畑倉字新宮一九二五番の 一地从先から 大月市賑岡町大字畑倉字スタマ一八七五番 の一地先まで	一〇・〇 三二・八	四・六 三一・八	一〇・〇 三二・八	二二・三〇 一七八・〇
	一〇・〇 三二・八	一七八・〇		

山梨県告示第三百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年七月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年六月二十一日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府櫛形線	中巨摩郡白根町大字上今諏訪字 堀上一三二六番の一地先から 中巨摩郡白根町大字上今諏訪字 堀上一七七九番の一地先まで	一六三・〇	平成十三年 七月一日

山梨県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十三年七月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年六月二十一日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四〇号	中巨摩郡田富町大字大田和字下 河原一三〇〇番地先から 中巨摩郡田富町大字大田和字下 河原一三三七番の一地先まで	一〇〇・〇	平成十三年 六月二十一日

山梨県告示第三百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年六月二十一日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の位置 韮崎市龍岡町下條南割字北原千五百五十五 二番地
- 二 道路の幅員 最大 四・二二メートル 最小 四・〇七メートル
- 三 道路の延長 三十一・〇五メートル

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十三年六月二十一日

山梨県知事 天野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十三年六月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 自然エネルギー利用研究会
 - 2 代表者の氏名 齋藤満
 - 3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡八田村野牛島二千二十七番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、自然エネルギー利用に関する実用化と普及等に必要環境の保全を図る活動、国際協力の活動、子供の健全育成を図る活動などに関する事業を行い、国際地球環境の保護に寄与することを目的とする。

国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成十三年六月二十一日

- 一 調査を行った者の名称
山梨県知事 天野 建
牧丘町
- 二 調査を行った時期
平成十一年六月八日から平成十二年三月三十一日まで
- 三 成果の名称
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
牧丘町大字杣口の一部
- 五 認証年月日
平成十三年四月十二日

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十三年六月二十一日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
山梨県知事 天野 建
中巨摩郡昭和町飯喰字村西一三〇〇
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市中村町一番五号 今澤重雄

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、河口総合土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十三年六月二十一日

山梨県知事 天野 建

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	駒谷征之助	南都留郡河口湖町河口二八六番地	平成十三年三月三十一日
	三浦 静雄	五八番地	同
	中村 義朗	一一八七番地五	同
	三浦 寿夫	一一〇一番地	同
	中田 皓	八二九番地	同
	中村仁太郎	一一二三番地	同
	渡辺 水穂	一一六八番地	同
	天野 初	一三九二番地	同
	古屋 一	九八九番地	同
監事	駒井 喬雄	一三二二番地	同
	渡辺 節男	一八八〇番地一	同
	山崎 道夫	一五三〇番地一	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	中田 皓	南都留郡河口湖町河口八二九番地	平成十三年四月一日
	渡辺 国昭	一〇二四番地一	同
	三浦 静雄	五八番地	同
	三浦 寿夫	一一〇一番地一	同
	中村仁太郎	一一二三番地	同
	中村 義朗	一一八七番地五	同
	渡辺 水穂	一一六八番地	同

同	駒井 仁同	同	同
同	天野 守人同	同	同
同	小河原彦一同	同	同
同	渡辺 節男同	同	同
同	駒井 喬雄同	同	同

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、賑岡町土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成十三年六月二十一日

山梨県知事 天野 建

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	矢頭 鉄雄	大月市賑岡町上畑倉一二二六番地	平成十三年三月三十一日
同	小俣 多	七八番地	同
同	小俣 喜逸	一〇三二番地	同
同	鈴木 達成	一〇三六番地	同
同	小俣 政明	奥山二九九一番地	同
同	小俣 英雄	畑倉九五番地二	同
同	奥野 安章	一一二二番地	同
同	鈴木 重光	九六〇番地	同
同	横瀬 広正	一一三三番地	同
同	米山 大	九四四番地	同
同	鈴木 守	一一三九番地	同
同	知見 章	一一五〇番地	同
同	小俣 照重	一一四六番地	同

二 就任

同	横瀬 巧同	同	同
同	石井 和章同	同	同
同	細川 清正同	同	同

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	矢頭 鉄雄	大月市賑岡町上畑倉一二二六番地	平成十三年四月一日
同	小俣 多	七八番地	同
同	小俣 喜逸	一〇三二番地	同
同	鈴木 達成	一〇三六番地	同
同	小俣 光正	奥山二九八九番地	同
同	小俣 英雄	畑倉九五番地二	同
同	奥野 安章	一一二二番地	同
同	鈴木 重光	九六〇番地	同
同	横瀬 広正	一一三三番地	同
同	米山 大	九四四番地	同
同	鈴木 守	一一三九番地	同
同	知見 章	一一五〇番地	同
同	小俣 照重	一一四六番地	同
同	横瀬 巧	一一三三番地	同
同	石井 和章	一八七六番地	同
同	細川 清正	奥山一八二八番地	同

公安委員会

山梨県公安委員会告示第二十五号
 信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委

員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成十三年六月二十一日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

別表第一中

八八	甲府市丸の内一丁目一番六号先 (県道甲府山梨線)	舞鶴橋南詰	平六・九・一二 告示 第三五号
----	-----------------------------	-------	-----------------------

八八	甲府市丸の内一丁目五番先(県道甲府山梨線と市道との丁字路交差点)	舞鶴城公園西	平成一三年六月二二日 告示第二五号
----	----------------------------------	--------	----------------------

に改める。

別表第三中

三七五	市道	甲府市里吉三丁目一番一九号先(篠原栄夫方)から甲府市里吉三丁目一番二号先(中山英二方)まで(八〇メートル)	車(自転車を除く)	七時か まで	南甲府	五六・二・七
-----	----	---	-----------	-----------	-----	--------

を

三七五	市道	甲府市里吉三丁目一番一九号先(篠原栄夫方西側)から甲府市里吉三丁目一番九〇七番地の五先(小林正司方西側)まで(四一〇メートル)	車(軽自動車及び道路関係車両を除く)	七時か まで	南甲府	平成一三年六月二一日 告示第二五号
-----	----	---	--------------------	-----------	-----	----------------------

に改める。

別表第四中

四三五	町道	北巨摩郡双葉町下今井	車両	車両進行	葦崎	平成一三年一
-----	----	------------	----	------	----	--------

下今井 駒沢線	二、五六三番地先(海老菜給食東側左折導流部) (二五メートル)		南から北へ 終日	月一五 告示第四号
------------	------------------------------------	--	-------------	--------------

を

四三五	町道 今井駒沢線	北巨摩郡双葉町下今井二、五六三番地先(海老菜給食東側左折導流部) (二五メートル)	車両	車両進行 南から北へ 終日	葦崎	平成一三年二 月一五 告示第四号
四三六	町道	東八代郡中道町右左から東八代郡中道町右左一、四四六番地の二先(折導流部) (五〇メートル)	車両	車両進行 東から西へ 終日	南甲府	平成一三年六 月二一日 告示第二五号

に改める。

別表第十中

九四	県道 八幡積翠寺線	甲府市丸の内一丁目一番六号先 (舞鶴橋南詰)			甲府	四九・四・一一 一六号
----	--------------	---------------------------	--	--	----	----------------

を

九四	県道 山梨線	甲府市丸の内一丁目五番先(舞鶴城公園西交差点)			甲府	平成一三年六月二一日 告示第二五号
----	-----------	-------------------------	--	--	----	----------------------

に

四、七六七	国道二	大月市笹子町黒野田二六番地先 (笹一酒造前交差点)			大月	平成一三年六月七 告示第三号
-------	-----	------------------------------	--	--	----	-------------------

を

四、七六七	国道二	大月市笹子町黒野田二六番地先 (笹一酒造前交差点)			大月	平成一三年六月七 告示第三号
-------	-----	------------------------------	--	--	----	-------------------

四、七七八	県道天 神平甲 府線	甲府市北新二丁目一 番一九号 先(戸沢政方前)	一	甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
四、七六九	市道小 松峯本 線	甲府市古府中町九四八番地の三 先(若林春雄方前)	一	甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
四、七七〇	市道	甲府市中小河原町一六一番地先 (窪田英胤方東側交差点)	一	南甲 府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
四、七七一	県道市 川大門 線	中巨摩郡田富町布施一〇八八 番地先(石原義輝方東側交差点)	一	南甲 府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
四、七七二	町道	中巨摩郡竜王町篠原一、〇〇九 番地先(竜王南小学校東方交 差点)	一	南甲 府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号

に改める。
別表第十六中

九	県道 八幡積 翠寺甲 府線	甲府市丸の内一丁目五番先(舞 鶴公園北西角)	一	甲府	四九・四・一 一六号
---	------------------------	---------------------------	---	----	---------------

九	削除		一	甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
---	----	--	---	----	--------------------------

一〇、一八四	町道	東八代郡石和町松本一、一〇二 番地先(ホテル光城北側・西進 車両)	一	石和	平成一三年六月 七七日 告示第二三三号
--------	----	---	---	----	---------------------------

一〇、一八四	町道	東八代郡石和町松本一、一〇二 番地先(ホテル光城北側・西進 車両)	一	石和	平成一三年六月 七七日 告示第二三三号
--------	----	---	---	----	---------------------------

一〇、一八五	市道	甲府市山宮町三、三七一番地の	一	甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二三三号
--------	----	----------------	---	----	---------------------------

一〇、一八六	市道	四〇一先(自治集会所西側・南 進車両)	一	甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
一〇、一八七	市道東 砂田線	甲府市酒折一丁目一七番一 号先 (大円川橋東詰・東進車両)	一	甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
一〇、一八八	市道	甲府市和戸町五四二番地の一先 (甲府商工信用金庫和戸支店南 側・西進車両)	一	甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
一〇、一八九	市道	甲府市向町五四番地先(甲府東 マイカーセンター北側・東進車 両)	一	甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
一〇、一九〇	市道	甲府市徳行二丁目一七番一 号先 (西山健治方南側・東進車両)	一	甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
一〇、一九一	市道	甲府市下飯田四丁目二番四四号 先(後藤方西側・北進車両)	一	甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
一〇、一九二	市道	甲府市高畑一丁目三番一七号 先(笠井重信方東側・南進車両)	一	甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
一〇、一九三	市道	甲府市高畑一丁目二番一四号 先(大日向へアーサロン西側・ 北進車両)	一	甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
一〇、一九四	市道	甲府市中小河原町一、六〇四番 地の一先(クリエートビル北西 側・北進車両)	一	南甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
一〇、一九五	市道	甲府市中小河原町一六一番地先 (窪田英胤方東側・北進車両)	一	南甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
一〇、一九六	町道	中巨摩郡玉穂町下河東二四四番 地の三先(町民プール南側・西 進車両)	一	南甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
一〇、一九七	町道	中巨摩郡田富町布施一、九七四 番地先(読売新聞販売所北側・ 西進車両)	一	南甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号
一〇、一九八	町道	中巨摩郡竜王町万才一、〇六四	一	南甲府	平成一三年六月 二一日 告示第二五号

一〇、一九九	町道	番地先(三枝方北側・西進車両)	南甲府	平成一三年六月 告示第二十五号
一〇、二〇〇	町道	中巨摩郡竜王町篠原一、〇一〇番地先(株サイキキ駐車場南側交差点東側・西進車両)	南甲府	平成一三年六月 告示第二十五号
一〇、二〇一	町道	中巨摩郡竜王町篠原一、〇〇九番地先(竜王南小学校東方交差点西側・東進車両)	南甲府	平成一三年六月 告示第二十五号
一〇、二〇二	町道	中巨摩郡竜王町篠原一、〇六八番地先(竜王南小学校東方交差点東側・西進車両)	南甲府	平成一三年六月 告示第二十五号
一〇、二〇三	町道	中巨摩郡竜王町篠原三、〇九三番地の先(河野三郎方南側・南進車両)	南甲府	平成一三年六月 告示第二十五号
一〇、二〇四	町道	中巨摩郡竜王町篠原三、一二五番地の先(大明神第一住宅東側・北進車両)	南甲府	平成一三年六月 告示第二十五号
一〇、二〇五	町道	東八代郡中道町下山一、四九九番地先(山王橋北詰・北進車両)	南甲府	平成一三年六月 告示第二十五号

に改める。
別表第十七中

一、二六五	市道	大月市賑岡町岩殿三二七番地	大月	平成一三年三月一日 告示第九号
一、二六五	市道	大月市賑岡町岩殿三二七番地	大月	平成一三年三月一日 告示第九号
一、〇〇〇	車両		終日	

一、二六六	市道 瀬中大泉線	六先(野沢督方前交差点)から大月市七保町葛野二五番地先(中尾三郎方の両側)まで	甲府市古府中町四、八二番地の先(岩窪自治会館北側)から甲府市岩窪町三二八番地の先(佐藤重良方の北側)までの両側	三三〇	車両	終日	甲府	平成一三年六月二 告示第二十五号
-------	-------------	---	---	-----	----	----	----	---------------------

に改める。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年六月二十日までとする。
平成十三年六月二十一日

山梨県公安委員会
委員長 風間善樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式の検定番号
アルゼ株式会社 代表取締役 岡田和生 東京都江東区有明三丁目一番地二五	遊技機の種別及び区分 型式名 製造業者名	一四〇二二五
アルゼ株式会社 代表取締役 岡田和生 東京都江東区有明三丁目一番地二五	遊技機の種別及び区分 型式名 製造業者名	一四〇二二六

<p>地二五 株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地</p>	<p>五) ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)</p>	<p>スーパードラゴン MEX 麻雀</p>	<p>株式会社ニューギン</p>	<p>一〇〇一七一</p>
<p>マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地</p>	<p>ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)</p>	<p>CRアニマル グループ 麻雀</p>	<p>マルホン工業株式会社</p>	<p>一〇〇一六九</p>
<p>株式会社ダイドー 代表取締役 毒島廣治 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地</p>	<p>ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)</p>	<p>CRゴー アツ チャン J.P</p>	<p>株式会社ダイドー</p>	<p>一〇〇一九〇</p>
<p>株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地</p>	<p>ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)</p>	<p>CR男の花道 S</p>	<p>株式会社ソフィア</p>	<p>一〇〇一七八</p>